

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和6年3月8日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和6年3月26日から同年4月15日まで縦覧に供する。

令和6年3月19日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市鬼無町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 新池南地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下青木地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 由良地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 鎌野地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 岡池地区	〃